

配分要素に係るQ&A（財務改善要素）

Q 1 令和5年度の事業活動収支差額比率は0%以下であったが、令和6年度はプラスとなっている。その場合は財務改善要素の対象となるのか。

A 1 対象外（国庫補助金の要件の対象外となるため）。

Q 2 令和6年度は事業活動収支差額比率がマイナスで要件を満たしていたため本要素を申請し対象園として採択されたが、その後、令和7年度の事業活動収支差額比率がプラスと判明した場合、2年目となる令和9年度は対象外となるのか。

A 2 事業の連続性を重視する観点から、採択された場合は2年に渡って対象とする。

Q 3 第三者（業者）による評価を受ける必要があるとなっているが、本園では第三者を見つけることができない。どうしたらいいのか。

A 3 私学課幼稚園振興グループにご相談ください。

Q 4 第三者（業者）から見積を取ろうと考えているが、どのように手続きを進めたらいいのか。

A 4 当課からお示した「財務改善要素の概要について（別紙）」を基に第三者（業者）と打合せを行い、一般的には各園で仕様書を作成のうえ、見積書を依頼することが考えられる。仕様書の作成方法等で不明な点は、私学課にご相談ください。

Q 5 補助対象園で事業計画書を提出して採択されたもののみが実施できるとのことだが、どのような基準で採択するのか。

A 5 事業計画書の記載内容によって判断する。そのため事業計画書はできるだけ詳しく記載いただきたい。特に「経営課題」など園が直面している困難や、「分析したい内容」、「今後の取り組み（ビジョン）」を具体的かつ詳細に説明いただきたい。その説明内容を確認し、各園の置かれた状況や財務改善への取組み姿勢等を採択に当たっての判断材料とする。

Q 6 令和8年度の予算に本要素に要する経費は計上していないが、採択は可能か。

A 6 5月の決算理事会や定時評議員会で本要素と採択された場合に経費が発生することを事前に説明のうえ諮るなど、適切に意思決定がなされていると判断できる場合は、採択の対象となる。

Q 7 第三者（業者）との契約を2年契約としたいと考えているが、補助対象となるのか。併せて、その際の事業計画書の記載方法について教えてほしい。

A 7 補助対象となる。その際の事業計画書の記載は、原則、令和8年度の契約額となるが、不明な場合など必要に応じて、私学課にご相談ください。

Q 8 園運営の分析のための情報収集する項目（関係者アンケートを含む）が記載されているが必ず実施しなくてはならないのか。

A 8 原則、情報収集する項目（関係者アンケートを含む）を全て実施いただきたいと考えている。各園の個別事情がある場合は、私学課にご相談ください。

Q9 1年目は園と第3者（業者）で改善方針（素案）を作成するとのことだが、どのような様式になるのか。

A9 様式は任意となる。

Q10 改善方針（素案）を理事会や評議員会で審議するとのことだが、第3者（業者）も参加させてもよいか。

A10 各園の契約状況によっては可能ではないかと考える。

Q11 令和8年度に当該要素を採択された場合、令和9年度までは継続となるが、新たな問題が発生して令和10年度に実施したいと考えた場合、令和10年度は対象園となるのか。

A11 対象園とはならない（令和11年度以降は対象園となる）。

Q12 複数園で事業活動収支差額比率がA園ではマイナスであるが、B園はプラスである場合、当該補助金の対象になるのか。

A12 A園とB園の支出と収入をそれぞれ合算した事業活動収支差額比率がマイナスとなる場合は、当該補助金の対象になる。

Q13 大学法人で事業活動収支差額比率がC大学はマイナスであるが、D園はプラスであるときに、法人全体の事業活動収支差額比率がマイナスである場合は、当該補助金の対象になるのか。

A13 大学法人の場合は、幼稚園部門のみの事業活動収支差額比率が算定対象となることから、D園はプラスである本件は、当該補助金の対象にならない。

Q14 令和8年度から本要素を受けた場合、令和9年度に新制度に移行してもよいか。令和10年度であればどうか。

A14 本要素は2年に渡って受けることができる園を対象としているため、令和9年度に新制度へ移行を予定している園は本要素を受けることはできません。令和10年度以降に新制度への移行する場合は対象となります。